

# MMSニュース

MMSニュースのバックナンバーを「e-らぽ〜る」(<http://www.e-rapport.jp/news/index.html>)に掲載しております。 本文(表紙含め): 11枚 (番)17IX178

## ■ 公認心理師法について

「公認心理師法」が平成27年9月9日に可決・成立し、平成27年9月16日に公布され、平成29年9月15日(指定試験機関に係る規定等は平成28年3月15日)に施行されました。

公認心理師法は、近時における国民が抱える心の健康の問題を巡る状況に鑑み、心理に関する支援を要する者等の心理に関する相談、援助等の業務に従事する者の資質の向上及びその業務の適正を図るため、公認心理師の資格を定め、もって国民の心の健康の保持増進に寄与しようとするものです。

## 公認心理師法 (概要)

平成27年9月 9日成立  
平成27年9月16日公布

### 一 目的

公認心理師の資格を定めて、その業務の適正を図り、もって国民の心の健康の保持増進に寄与することを目的とする。

### 二 定義

「公認心理師」とは、公認心理師登録簿への登録を受け、公認心理師の名称を用いて、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、次に掲げる行為を行うことを業とする者をいう。

- ① 心理に関する支援を要する者の心理状態の観察、その結果の分析
- ② 心理に関する支援を要する者に対する、その心理に関する相談及び助言、指導その他の援助
- ③ 心理に関する支援を要する者の関係者に対する相談及び助言、指導その他の援助
- ④ 心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供

### 三 試験

公認心理師として必要な知識及び技能について、主務大臣が公認心理師試験を実施する。受験資格は、以下の者に付与する。

- ① 大学において主務大臣指定の心理学等に関する科目を修め、かつ、大学院において主務大臣指定の心理学等の科目を修めてその課程を修了した者等
- ② 大学で主務大臣指定の心理学等に関する科目を修め、卒業後一定期間の実務経験を積んだ者等
- ③ 主務大臣が①及び②に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められた者

### 四 義務

- 1 信用失墜行為の禁止
- 2 秘密保持義務(違反者には罰則)
- 3 公認心理師は、業務を行うに当たっては、医師、教員その他の関係者との連携を保たねばならず、心理に関する支援を要する者に当該支援に係る主治医があるときは、その指示を受けなければならない。

### 五 名称使用制限

公認心理師でない者は、公認心理師の名称又は心理師という文字を用いた名称を使用してはならない。(違反者には罰則)

### 六 主務大臣

文部科学大臣及び厚生労働大臣

### 七 施行期日

一部の規定を除き、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

### 八 経過措置

既存の心理職資格者等に係る受験資格等について、所要の経過措置を設ける。

## 1. 公認心理師法の目的（第1条）

近時における国民が抱える心の健康の問題を巡る状況に鑑み、心理に関する支援を要する者等の心理に関する相談、援助等の業務に従事する者の資質の向上及びその業務の適正を図るため、公認心理師の資格を定め、もって国民の心の健康の保持増進に寄与しようとするものです。

## 2. 公認心理師の定義（第2条）・欠格事由（第3条）

公認心理師は、「公認心理師」の名称を用いて、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、以下の第2条第1号から第4号に掲げる行為を行うことを業務としています。実務経験としては、省令で定める施設で、以下の第2条第1号から第3号までに掲げる行為の業務に従事した期間になります。

第2条 第1号心理に関する支援を要する者の心理状態の観察、その結果の分析  
 第2号心理に関する支援を要する者に対する、その心理に関する相談及び助言、指導その他の援助  
 第3号心理に関する支援を要する者の関係者に対する相談及び助言、指導その他の援助  
 第4号心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供

なお、以下の(1)～(4)のいずれかに該当する場合は、欠格事由として公認心理師になることはできません。

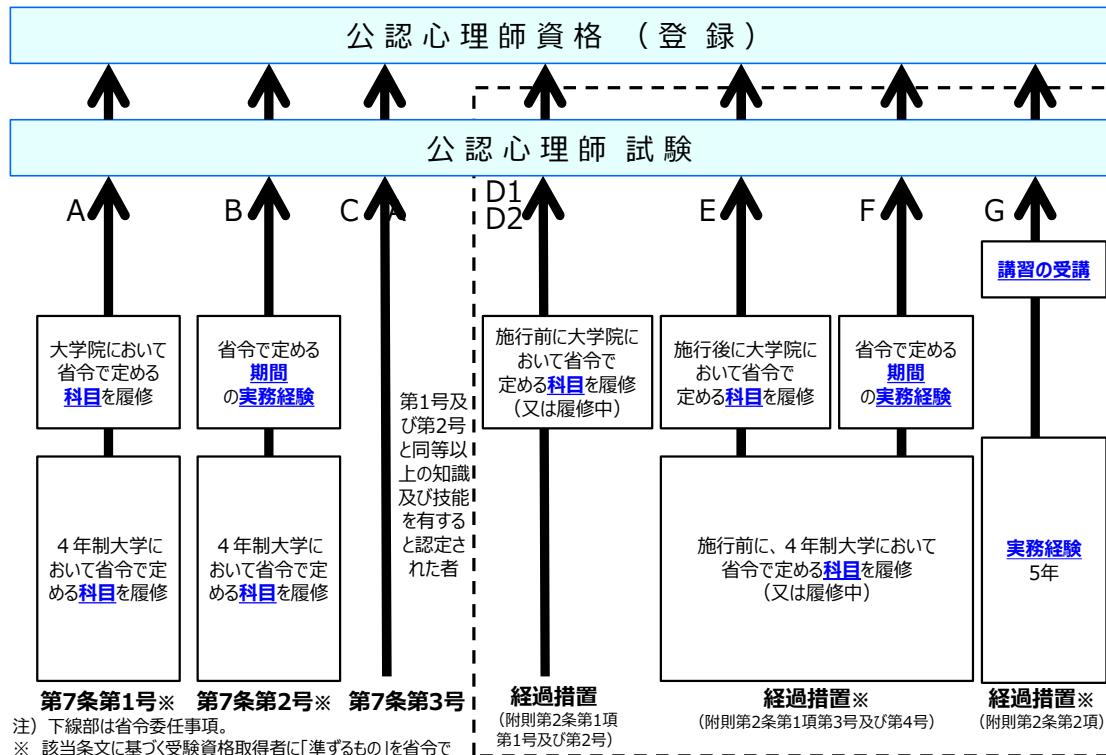
- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (3) この法律の規定その他保健医療、福祉又は教育に関する法律の規定であって政令で定めるもの ※1により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (4) 公認心理師の登録を取り消され、取消日から2年を経過しない者

※1 「保健医療、福祉及び教育に関する法律の規定であって政令で定めるもの」

(公認心理師法施行令第1条)

保健医療に関する法律	保健医療従事者の資格法	①医師法、②歯科医師法、③保健師助産師看護師法、④薬剤師法
	保健医療を提供する事業者に関する規則を定める法律	⑤医療法、⑥精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、⑦医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
福祉に関する法律	障害者等に対する福祉的援助を行う者の資格法	⑧社会福祉士及び介護福祉士法、⑨精神保健福祉士法
	福祉事業等を提供する事業者に関する規則を定める法律	⑩児童福祉法、⑪身体障害者福祉法、⑫社会福祉法、⑬老人福祉法、⑭介護保険法、⑮障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、⑯国家戦略特別区域法(第12条の4第15項及び第17項から第19項まで)
教育に関する法律	教育を提供する事業者に関する規則を定める法律	⑰学校教育法、⑱社会教育法、⑲義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法、⑳国立大学法人法、㉑就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
	教育を行う資格法	㉒教育職員免許法

## 公認心理師の資格取得方法について



出典：公認心理師カリキュラム等検討会報告書（厚生労働省）平成29年5月31日を加工し作成  
(<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushougaishokenfukushibu-Kikakuka/0000167171.pdf>)

### 3. 公認心理師試験（第4条～第15条）

指定試験機関	一般財団法人日本心理研修センター
出題範囲	公認心理師として具有すべき知識及び技能について出題
試験の実施方法等	マークシート方式として150～200問程度を出題
合格基準	正答率60%以上
試験実施時期	年に1回実施（第1回は平成30年12月までに実施）
受験手数料	28,700円
留意事項	いわゆる現任者の受験資格が認められるのは法の施行後5年間

公認心理師試験は、公認心理師として必要な知識及び技能について、主務大臣（文部科学大臣及び厚生労働大臣）が一定の受験資格を有する者に対して、年に1回行われます。第1回は、平成30年12月までに実施されます。

指定試験機関として「一般財団法人日本心理研修センター」が平成28年4月1日に指定されており、受験手数料は28,700円となっています。

試験は、公認心理師として具有すべき知識及び技能について、マークシート方式で150～200問程度が出題されます。試験の実施時間は1問当たり1分（ケース問題は3分）を目安とし、合格基準は正答率60%程度以上が基準となります。

なお、いわゆる現任者の受験資格の特例が認められるのは法施行後5年間であることに留意する必要があります。

(1) 受験資格 (第7条)

公認心理師試験の受験資格は、以下の A) ~ C) となります。

A)【第7条第1号】 大学(短期大学除く)において履修する科目※2を修め卒業し、かつ、大学院において履修する科目※3を修め、その課程を修了した者(準ずるものとして省令で定める者※4)
B)【第7条第2号】 大学において履修する科目※2を修め卒業した者(準ずるものとして省令で定める者※4)で、卒業後省令で定める施設※5において一定期間以上の実務経験※6を有する者
C)【第7条第3号】 主務大臣が A)及びB)に掲げるものと同等以上の知識及び技能を有すると認定した者

受験資格としては、A)の大学及び大学院で心理学等の定められた科目を履修した者が基本であり、B)は大学でカリキュラムに則って履修し一定期間の実務経験積んだ者、C)は外国で臨床心理学の大学等で勉強した者等が対象になります。

※2 大学において履修する科目(第7条第1号及び第2号、公認心理師法施行規則第1条)

A	心理学基礎科目	①公認心理師の職責、②心理学概論、③臨床心理学概論、④心理学研究法、⑤心理学統計法、⑥心理学実験	
B	心理学 発展科目	基礎心理学	⑦知覚・認知心理学、⑧学習・言語心理学、⑨感情・人格心理学、⑩神経・生理心理学、⑪社会・集団・家族心理学、⑫発達心理学、⑬障害者(児)心理学、⑭心理的アセスメント、⑮心理学的支援法、
		実践心理学	⑯健康・医療心理学、⑰福祉心理学、⑱教育・学校心理学、⑲司法・犯罪心理学、⑳産業・組織心理学
		心理学関連科目	㉑人体の構造と機能及び疾病、㉒精神疾患とその治療、㉓関係行政論
C	実習演習科目	㉔心理演習、 ㉕心理実習(実習の時間が80時間以上のものに限る。)	

大学において履修する科目は25科目(1科目につき2単位を想定)で、そのうち心理実習は80時間以上実施することが必要です。実習は、5分野(保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働)に関する施設の見学を中心とした実習を行いながら、当該施設の実習指導者又は教員の指導を受けることとなります。ただし、当分の間は医療機関(病院又は診療所)での実習を必須とし、医療機関以外での実習については適宜行っていくこととなります。

※3 大学院において履修する科目(第7条第1号、公認心理師法施行規則第2条)

A.	心理実践科目	①保健医療分野に関する理論と支援の展開、②福祉分野に関する理論と支援の展開、③教育分野に関する理論と支援の展開、④司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開、⑤産業・労働分野に関する理論と支援の展開、⑥心理的アセスメントに関する理論と実践、⑦心理支援に関する理論と実践、⑧家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践、⑨心の健康教育に関する理論と実践、
B	実習科目	⑩心理実践実習(実習の時間が450時間以上のものに限る。)

大学院において履修する科目は10科目で、そのうち心理実践実習は450時間以上実施することが必要です。実習は、見学のみではなく、心理に関する支援を要する者等に対して支援を実践しながら、実習施設の実習指導者による指導を受けることとなります。

実習施設は5分野(保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働)の施設のうち、3分野以上の施設で実習を受けることが望ましく、医療機関(病院又は診療所)は必須となっています。なお、医療機関以外の施設においては、見学を中心とする実習も含まれます。

#### ※4 準ずるものとして省令で定める者

##### A) 【第7条第1号】（公認心理師法施行規則第4条第1項）

大学（短期大学を除く）において履修する科目（P4 ※2参照）を修めて、飛び入学制度（学校教育法第102条第2項の規定）により大学院への入学を認められた者で、大学院において履修する科目（P4 ※3参照）を修めてその課程を修了した者となります。

また、専修学校の専門課程（修業年限4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。）で大学において履修する科目（P4 ※3参照）を修めてその課程を修了した者となります。

##### B) 【第7条第2号】（公認心理師法施行規則第4条第2項）

大学において履修する科目（P4 ※2参照）を修めて、飛び入学制度（学校教育法第102条第2項の規定）により大学院への入学を認められた者となります。

また、専修学校で大学において履修する科目（P4 ※2参照）を修めて卒業した者となります。

#### ※5 省令で定める施設（公認心理師法施行規則第5条、公認心理師法施行規則附則第6条）

文部科学省令・厚生労働省令で定める施設は、以下の①～⑳が該当します。

1. 保健医療分野	①病院又は診療所 ②介護療養型医療施設 ③保健所又は市町村保健センター ④精神保健福祉センター ⑤介護老人保健施設
2. 福祉分野	⑥障害福祉サービス事業、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う施設、 基幹相談支援センター、障害者支援施設、地域活動支援センター又は福祉ホーム ⑦障害児通所支援事業若しくは障害児相談支援事業を行う施設、児童福祉施設又は 児童相談所 ⑧地域型保育事業を行う施設 ⑨認定こども園 ⑩救護施設又は更生施 設 ⑪老人福祉施設 ⑫地域包括支援センター ⑬婦人相談所及び婦人保護施設 ⑭ 発達障害者支援センター ⑮福祉に関する事務所又は市町村社会福祉協議会 ⑯知 的障害者更生相談所 ⑰ホームレス自立支援事業を行う施設 ⑱子ども・若者総合相 談センター ⑲国立児童自立支援施設 ⑳独立行政法人国立重度知的障害者総合施 設のぞみの園
3. 教育分野	㉑学校
4. 司法・犯罪分 野	㉒裁判所 ㉓刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院若しくは 入国者収容所又は地方更生保護委員会若しくは保護観察所 ㉔更生保護施設
5. 産業・労働分 野	㉕広域障害者職業センター、地域障害者職業センター又は障害者就業・生活支援セン ター ㉖無業青少年の職業生活における自立を支援するための施設 ㉗労働者に対 する健康教育及び健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置を 講ずる施設
その他	㉘上記施設に準ずる施設として文部科学大臣及び厚生労働大臣が認める施設

#### ※6 一定期間以上の実務経験（第7条第2号、公認心理師法施行規則第6条）

一定期間以上の実務経験とは、文部科学省令・厚生労働省令で定める施設（P5 ※5参照）で、2年以上の実務経験が必要となります。



なお、当該施設において以下のプログラムに則って業務を実施していることが求められています。

プログラムの基準の概要	
目 標	プログラムの目標が、公認心理師のカリキュラムの到達目標を達成できるように定められていること
指導者	心理に関する業務を行っている者（実習指導者の資格を有する者）が指導
内 容	<p>以下につき具体的な内容を明記</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 自施設における業務内容（多職種との連携を含む）</li> <li>● 心理に関する支援を要する者等に対する面接等の実施時間及び回数（720時間以上かつ240回以上。集団を対象とした支援を実施する場合を含む。当該面接等については前後に指導者から指導を受けることも含む。このうち270時間以内を、心理学等に関する専門的な知識の習得を目的として、大学院の科目に相当する講義の受講等により代替することは可能。）</li> <li>● 3例以上のケースを担当</li> <li>● 他分野の見学・研修の内容（保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働の5分野のうち、主として業務を行っている分野以外の2分野60時間以上が望ましい。）</li> <li>● 指導体制と指導スケジュール</li> <li>● プログラムの期間</li> <li>● 到達目標の管理方法</li> <li>● プログラムを適用する者の受入可能定員</li> </ul>
期 間	プログラムの期間については、面接等の実施時間及び回数を踏まえると、標準的には3年間でプログラムを終えることを想定

#### ■心理演習、心理実習及び心理実践実習に関する事項（公認心理師法施行規則第3条）

「実習演習担当教員」（心理演習及び心理実習並びに心理実践実習を教授する教員）並びに「実習指導者」（実習施設において心理実習又は心理実践実習を指導する者）の要件は、公認心理師資格を取得後、第2条各号に掲げる行為（P2 「2. 公認心理師の定義」参照）の業務に5年以上従事した経験を有し、「実習演習担当教員及び実習指導者を養成するために行う講習会」を修了した者となります。以下の員数を配置することが必要となります。

大学	心理演習又は心理実習	実習演習担当教員	学生15人につき1人以上配置
	心理実習	実習指導者	同時に指導を行う学生15人につき1人以上配置
大学院	心理実践実習	実習演習担当教員	学生5人につき1人以上配置
		実習指導者	同時に指導を行う学生5人につき1人以上配置

なお、心理実習又は心理実践実習を行う施設は、文部科学省令・厚生労働省令で定める施設（P5 ※5）から②裁判所及び⑥無業青少年の職業生活における自立を支援するための施設を除いた施設となります。

■**実習演習担当教員及び実習指導者に関する経過措置(公認心理師法施行規則附則第8条)**

当分の間、以下のいずれかに該当する者を実習演習担当教員とすることができます。

- ① 大学(大学院及び短期大学を含む。)の教授、准教授、講師又は助教として、心理分野の教育に係る実習又は演習の教授に関し3年以上の経験を有する者
- ② 専修学校の専門課程の専任教員として、心理分野の教育に係る実習又は演習の教授に関し3年以上の経験を有する者

また、当分の間、第2条第1号から第3号までに掲げる行為(P2 「2. 公認心理師の定義」参照)を行うことを業務として5年以上従事し、又は従事した経験を有する者のうち、公認心理師となるために必要な科目を開設する大学若しくは専修学校又は公認心理師となるために必要な科目を開設する大学院が適当と認める者を実習指導者とすることができます。

(2) **受験資格の特例(附則第2条)**

公認心理師は、必ず試験を受けて合格し登録することが必要となります。

既存の心理職資格者等(いわゆる現任者等)に係る受験資格については、受験資格の特例(経過措置)として以下のD)～G)が定められています。

D1)【附則第2条第1項第1号】

平成29年9月15日より前に大学院の課程を修了し、大学院において履修する科目※7を履修した者

D2)【附則第2条第1項第2号】

平成29年9月15日より前に大学院に入学した者で、平成29年9月15日以後に大学院において履修する科目※7を修め、その課程を修了した者

E)【附則第2条第1項第3号】

平成29年9月15日より前に大学へ入学し、かつ、大学において履修する科目※8を修め卒業した者(準ずるものとして省令で定める者※9)で、平成29年9月15日以後に大学院において省令で定める心理学等に関する科目(P4 ※2参照)を修め、その課程を修了した者

F)【附則第2条第1項第4号】

平成29年9月15日より前に大学へ入学し、かつ大学において履修する科目※8を修め卒業した者(準ずるものとして省令で定める者※9)で、卒業後省令で定める一定期間の実務経験を有する者

G)【附則第2条第2項】≪いわゆる現任者≫

省令で定められた施設において5年以上の実務経験を有し、文部科学大臣・厚生労働大臣が指定した講習会の課程を修了した者(平成34年9月14日までに限る)※10

法の施行日(平成29年9月15日)より前に、大学又は大学院に入学した者が認められる受験資格の特例はD)～F)(附則第2条第1項第1号～第4号)で、公認心理師となるために大学等において履修する科目(P4 ※2、※3参照)のうち5割程度の科目を修めていることが必要となります。

いわゆる現任者(既存の心理職資格者等)については、法施行の際、現に5年以上(常態として週1日以上勤務している期間を通算)心理に関する支援等の業務(P2の第2条第1号から第3号までに掲げる行為の業務)を行い、所定の講習会(30時間程度)の課程を修了した者に受験資格の特例が認められており、G)(附則第2条第2項)が該当します。

※7 大学院において履修する科目（附則第2条第1項第1号及び第2号）

I	①保健医療分野に関する理論と支援の展開	左記のうち2科目
	②福祉分野に関する理論と支援の展開 ③教育分野に関する理論と支援の展開	
	④司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	
	⑤産業・労働分野に関する理論と支援の展開	
II	⑥心理的アセスメントに関する理論と実践 ⑦心理支援に関する理論と実践	左記のうち2科目
	⑧家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	
	⑨心の健康教育に関する理論と実践	
III	⑩ <b>心理実践実習</b>	

D1)【附則第2条第1項第1号】及びD2)【附則第2条第1項第2号】の大学院において履修する科目については、I（①～⑤）は主な職域における、心理に関する相談、助言、指導その他の援助に関する科目で①を含む3科目以上を、II（⑥～⑨）は心理状態の観察及び分析並びに心理に関する相談、助言、指導その他の援助等についての理論に関する科目で⑥～⑨のうち2科目以上を、履修することになります。また、III（⑩）は実習科目で、心理実践実習を履修します。

※8 大学において履修する科目（附則第2条第1項第3号及び第4号）

I	①心理学概論 ②臨床心理学概論 ③心理学研究法 ④心理学統計法	左記のうち3科目
	⑤心理学実験	
II	⑥知覚・認知心理学 ⑦学習・言語心理学 ⑧感情・人格心理学 ⑨神経・生理心理学	左記のうち4科目
	⑩社会・集団・家族心理学 ⑪発達心理学 ⑫障害者(児)心理学	
III	⑬心理的アセスメント ⑭心理学的支援法 ⑮心理演習 ⑯ <b>心理実習</b>	左記のうち2科目
IV	⑰健康・医療心理学 ⑱福祉心理学 ⑲教育・学校心理学 ⑳司法・犯罪心理学	左記のうち2科目
	㉑産業・組織心理学	
V	⑰健康・医療心理学 ㉒人体の構造と機能及び疾病 ㉓精神疾患とその治療	左記のうち1科目

E)【附則第2条第1項第3号】及びF)【附則第2条第1項第4号】における大学において履修する科目については、I（①～⑤）は心理学基礎科目で3科目以上を、II（⑥～⑫）は心理学の基本的理論に関する科目で4科目以上を、III（⑬～⑯）は心理状態の観察及び分析並びに心理に関する相談、助言、指導その他の援助等についての基本的理論及び実践に関する科目で2科目以上を、IV（⑰～㉑）は主な職域における心理学に関する科目で2科目以上を、V（⑰、㉒、㉓）は心理学関連科目で1科目以上を、履修することになります。ただし、IVとVについては、⑰健康・医療心理学を重複して選択することはできません。



### ※9 準ずるものとして省令で定める者（公認心理師法施行規則附則第4条）

平成29年9月15日より前に大学へ入学し、【附則第2条第1項第3号】及び【附則第2条第1項第4号】の公認心理師となるために必要な科目（P8 ※7参照）を修めて、飛び入学制度（学校教育法第102条第2項の規定）により大学院への入学を認められた者となります。

また、平成29年9月15日より前に専修学校へ入学し、【附則第2条第1項第3号】及び【附則第2条第1項第4号】の公認心理師となるために必要な科目（P8 ※7参照）を修めて卒業した者となります。

### ※10 法附則第2条第2項の文部科学省令・厚生労働省令で定める者

文部科学大臣及び厚生労働大臣が指定した講習会 ※11の修了者で、省令で定める施設（P5 ※5参照）で、5年以上の実務経験 ※12を有する者となります。

### ※11 文部科学大臣・厚生労働大臣が指定した講習会（附則第2条第2項）

いわゆる現任者については、文部科学大臣及び厚生労働大臣が指定した講習会の課程を修了することが受験資格の特例として認められる要件となっており、講習会の内容は、以下の通りです。

講習会の内容	
時間	30時間程度
内容	以下の項目を含む講習
	①公認心理師の職責に関する事項 ②公認心理師が活躍すると考えられる主な分野（保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働分野）に関する法規や制度 ③精神医学を含む医学に関する知識

### ※12 5年以上の実務経験（公認心理師法施行規則附則第5条）

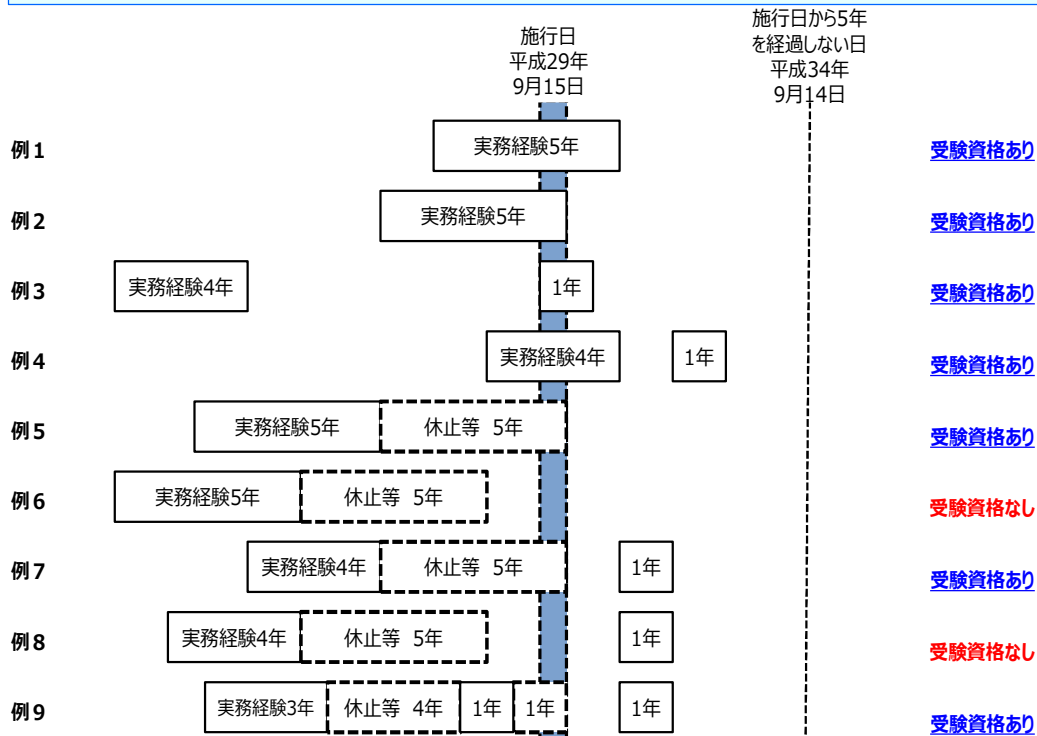
法第2条第1号から第3号に規定する3つの行為（①心理に関する支援を要する者の心理状態の観察、その結果の分析、②心理に関する支援を要する者に対する、その心理に関する相談及び助言、指導その他の援助、③心理に関する支援を要する者の関係者に対する相談及び助言、指導その他の援助）の業務に従事した期間が5年以上（常態として週1日以上勤務している期間を通算）行っていた「いわゆる現任者」が対象者となります。

法律上、5年以上の実務経験は法が施行される際、現に業務を行っていることが原則です。ただし、当該行為を業務として行わなくなってから一定以上の期間が経過している者については、施行日において当該業務を休止し、又は廃止した日から起算して5年を経過しない者にも「いわゆる現任者」として受験資格の特例が認められています。つまり、育児休業等で当該業務を休止している「いわゆる現任者」に対しても受験資格の特例が認められています。

なお、「いわゆる現任者」として、施行日において当該業務を休止し、又は廃止した日から起算して5年を経過していない者にも受験資格の特定を認める場合の例が、以下の通り示されています。

### 法附則第2条第2項に定める者（いわゆる現任者）の期間の考え方

法附則第2条第2項に定める「その他その者に準ずるもの」として、施行日において当該業務を休止し、又は廃止した日から起算して5年を経過しない者にも受験資格の特例を認める場合の例である。



例1～4は法の施行の際現に業を行っている者。

例5、7及び9は、施行日において当該業務を休止等した日から起算し、5年を経過しない者として受験資格の特例を認める。

出典：公認心理師カリキュラム等検討会報告書（厚生労働省）平成29年5月31日を加工し作成

(<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyo/kyokushougai/hokenfukushibu-Kikakuka/0000167171.pdf>)

また、受験資格の特例の申請に当たっては、当該行為を業務として行っていることについて、証明権限を有する施設の代表者による証明書の提出が必要となります。

#### 4. 公認心理師の登録（第28条、第31条、第32条）

公認心理師は公認心理師試験に合格し、公認心理師登録簿に、氏名、生年月日その他文部科学省令及び厚生労働省令で定める事項（登録番号及び登録年月日、本籍地都道府県名並びに試験合格年月）を登録しなければ、公認心理師になることはできません。

また、登録を受けた事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を文部科学大臣及び厚生労働大臣に届け出ることが必要となります。公認心理師の登録手数料は7,200円で、登録証に係る変更登録等の手数料は6,100円となっています。

なお、文部科学大臣及び厚生労働大臣は、欠格事由に該当するに至った場合や虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けた場合、信用失墜行為の禁止、秘密保持義務等の規定に違反したときは、登録の取り消し、又は期間を定めて公認心理師の名称及びその名称中に心理師という文字の使用停止を命じることになります。

## 5. 公認心理師の義務（第40条～第42条）

1. 信用失墜行為の禁止
2. 秘密保持義務(違反者に罰則)
3. 公認心理師は、業務を行うに当たっては、医師、教員その他の関係者との連携を保たねばならず、心理に関する支援を要する者に当該支援に係る主治医があるときは、その指示を受けなければならない。

公認心理師においては、信用を傷つけるような行為「信用失墜行為」を禁止し、正当な理由がなく、業務で知り得た秘密を漏らさない「秘密保持義務」が課されています。秘密保持義務違反には罰則として、1年以下の懲役または30万円以下の罰金が科されます。

また、業務を行うに当たっては、医師、教員その他の関係者との連携を保たなければなりません。

心理に関する支援を要する者に当該支援に係る主治医がある時は、その指示を受けることが義務付けられています。この趣旨は、心理的状态が深刻で医学的治療を受けている要支援者に対して、公認心理師が精神科医等の治療の意思に反する支援行為を行うことによって要支援者の状態を悪化させることを避けようとするものです。

## 6. 名称使用制限（第44条）

公認心理師でない者は、公認心理師の名称又は心理師という文字を用いた名称を使用することができません。違反者には、30万円以下の罰金が科されます。

名称に「師」とあるのは、「士」のつく多くの民間資格をそのまま使えるようにするためです。

## 7. 公認心理師法の共管と施行期日（附則第1条）

公認心理師法は、あらゆる領域（保健医療、福祉、教育その他）で心理支援を行うことができるように、文部科学省及び厚生労働省の共管の資格になっています。

公認心理師法は、平成29年9月15日に施行されましたが、指定試験機関に係る規定については、平成28年3月15日に施行されています。

### ◀ 参考資料 ▶

1. 「公認心理師法」（平成27年9月16日法律第68号）
2. 「公認心理師法施行令」（平成29年9月15日政令第243号）
3. 「公認心理師法施行規則」（昭和29年9月15日文部科学省・厚生労働省令第3号）  
厚生労働省：「公認心理師」<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116049.html>
4. 「公認心理師カリキュラム等検討会 報告書」（平成29年5月31日）  
厚生労働省：<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000167172.html>

以上